

入 居 資 格

(身体障がい者向け住宅・高齢者世話付住宅)

【身体障がい者向け住宅】

1 入居資格

次の(1)から(6)までのすべての条件にあてはまること。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。
月額所得139,000円以下
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居親族が身体障がい者（身体障がい者手帳1級から4級までの程度の障がいを有する者）のうち常に車椅子の使用を必要とする者であること。
（「常時、車いす使用が必要なこと」について確認できる「医師の診断書」と「身体障がい者手帳」の写しが必要です。）
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【高齢者世話付住宅】

1 入居資格

次の(1)から(7)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 次のア又はイに掲げる規格ごとに、それぞれ当該ア又はイに定める条件を満たす者であること。
 - ア 規格が2DKの住宅の場合
60歳以上の単身世帯であること。
 - イ 規格が2LDKの住宅の場合
次のいずれにもあてはまる者であること。
 - (ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者であること。
 - (イ) 60歳以上の者のみからなる二人以上の世帯又は夫婦のどちらか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯であること。
- (2) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、自立して生活するには不安があると認められる者であること。
- (3) 家族による援助が困難な者であること。
- (4) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。
一般世帯……月額所得104,000円以下
裁量階層……月額所得139,000円以下

裁量階層とは、次のアからケでのいずれかに該当する方です。

- ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの。
 - イ 障がい者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の規定により交付を受けた障がい者手帳に記載されている障がいの程度が(ア)から(ウ)までのいずれかの程度のもの
 - (ア) 身体障がい
身体障がい者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度
 - (イ) 精神障がい
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までの程度
 - (ウ) 知的障がい
(イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
 - カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) その者又は同居親族がが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 選考方法

高齢者世話付住宅は、生活援助員派遣事業を目的とした住宅のため、鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則（平成11年鳥取市規則第48号）に規定する派遣事業の対象者と見込まれる者を選考する。